

美浜町障害者基本計画

第3期障害福祉計画を策定

「美浜町障害者基本計画」と「第3期障害福祉計画」がこのほどまとめられ、山口町長に答申されました。この計画は、町の障がい者施策の基本方針を体系化したもので、障がい者福祉の充実に向けての目標及び具体的な取り組みが記されています。

現状とニーズを調査し策定

策定にあたっては、昨年12月から、策定委員会が障がい者の親の会や関係福祉団体から現状や要望の聞き取りを行い、その内容を協議してきました。また、計画は、改正障害者基本法の考え方も反映しています。

「こころ美し美浜の実現を目指す」

美浜町障害者基本計画の基本理念は、「障害のある人もない人も、一人ひとりが尊重されるぬくもりあるこころ美し美浜の実現です。また、計画の推進方針として、「認め合い、支え合うまち」と「その人らしく生きられるまち」の2つを設定しており、計画の体系は下表のとおりです。

体系中の基本目標で、特に重点項目としているのは、①、③、⑤の3つ。

①と③の達成に向けては、身体的障がい者に対する相談員の配置及び連携の強化や、障がいの早期発見・早期療養の推進等を取り組むべき施策として明記しています。

また、⑤については、施設のバリアフリー化や福祉教育を推進するとともに、障がい者を地域で支え合う体制を作るため、ふれあい活動の推進やボランティアの育成等に取り組むとしています。

第3期障害者福祉計画

福祉計画では、5つの基本方針のもと、福祉サービス利用者的一般就労への移行者数や各サービスの利用者数等について、目標値を設定して

います。

また、平成24年4月の改正自立支援法の施行にあわせ、①障害児支援のための計画的な基盤整備、②相談支援体制の充実の2つを重点課題に設定。特に②については、関係機関の連携・協力体制の強化や、若狭町・美浜町地域障害児(者)自立支援協議会の組織強化と連携等に取り組むとしています。

計画推進のために

両計画を推進するにあたり、広報紙やホームページ等で計画を広く一

般に周知し、理解を得ていきます。

また、保健・医療・福祉・教育・就労分野での連携を密にし、地域住民やボランティア等による地域福祉活動との協働体制づくりも進めていきます。

なお、計画の実施期間は、平成24年度から26年度までの3か年で、毎年度、計画の進捗状況について点検・評価を行い、必要な対策を講じていきます。

※お問い合わせ先

町福祉課(担当:吉田)

☎ 32-6704

▶ 計画の体系

基本目標	基本的方向性
① 福祉サービスの充実と相談体制・権利擁護の強化(重点項目)	1 相談機能の充実
	2 障害福祉サービスの充実
	3 権利の擁護
② 安全・安心と住まい、情報コミュニケーションの確保	1 安全・安心の確保
	2 住居の確保・改善への支援
	3 情報提供とコミュニケーション支援の充実
	4 制度の周知
③ 発達支援・教育、保健・医療の充実(重点項目)	1 療育及び教育の充実
	2 健康づくりの推進
	3 医療負担及び障害軽減への支援
④ 就労支援の充実と移動支援・社会参加の促進	1 就労への支援
	2 社会参加の促進
⑤ 共に暮らす環境の整備(重点項目)	1 心のバリアフリー化
	2 生活環境のユニバーサルデザイン化の推進
	3 地域で支え合う意識と体制作り

平成24年4月から「子ども手当」にかわって

「児童手当」が始まりました



「児童手当法の一部を改正する法律」が、4月1日から施行されました。これにより、平成24年4月からは、これまでの「子ども手当」にかわり「児童手当」が対象者に支給されます。

● 支給対象は？

0歳から中学校修了までの子どもを養育している方
 ※子どもが児童福祉施設等に入所している場合は、施設設置者が受給者となります。

● 手続きは必要？

平成24年3月31日現在、子ども手当の受給認定を受けている方は、原則として自動的に新しい児童手当の受給者となりますので、**改めての申請手続きは不要です**。ただし、毎年6月に行う「現況届」は、すべての受給者の提出が必要です。

※次に該当する方は、町福祉課で申請手続きが必要です。

▽ 4月1日以降に他の市町村から転入された方

▽ 4月1日以降に出生等により新たに受給対象となる方、または養育する子どもの人数が増えた方(子ども数が減った方も含む)

▽ 支給対象となる子どもを養育しているが、子ども手当を受給していなかった方

● 所得制限は？

下表の限度額を超えた場合は、平成24年6月分から、支給対象となる子ども1人につき、月額5千円の支給となります。

● 所得制限限度額

※6月の現況届で所得を確認後、6月分から適用されます。

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

● 4月からの児童手当支給月額

※所得制限が適用されない方については、平成23年10月からの子ども手当(特別措置法)の支給額と変更はありません。

区分	所得制限額以下の受給者	所得制限額を超えた受給者(平成24年6月分～)
0歳から3歳未満	15,000円(一律)	5,000円(一律)
3歳から小学校修了前	・ 第1子と第2子 10,000円 ・ 第3子以降 15,000円 ※児童福祉施設入所の場合 10,000円	
中学生	10,000円(一律)	

その他のお知らせ

▶ 支給日を変更します

手当支給日が、定期支給月(6月・10月・2月)の「7日」から「10日」に変更となります。
 ※10日が土日祝日の場合は、直前の平日が支給日になります。

▶ 今後の手当支給の予定

- ①平成24年2月・3月分の子ども手当と4月・5月分の児童手当・・・**6月8日に支給**(※10日が日曜日のため)
- ②6月から9月分の児童手当・・・**10月10日に支給**
- ③10月から平成25年1月分の児童手当・・・**平成25年2月8日に支給**

▶ 「現況届」の提出が必要です

児童手当を受給している方は、毎年6月に「現況届」の提出が必要です。提出がないと6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。
 ※対象者には、町から「現況届提出のお知らせ」を6月頃にお送りします。



※お問い合わせ先 町福祉課(担当・入江) ☎32-6704

美浜発電所の状況



今回の報告では、3月17日から4月18日までの美浜発電所の状況等についてお知らせします。

第175回町原子力環境安全監視委員会を開催

3月29日に、町役場で第175回町原子力環境安全監視委員会を開催しました。

今回の委員会では、原子力安全・保安院から、福島第一発電所での地震・津波等の評価や、福島事故を踏まえ取りまとめた30項目の安全対策について、また関西電力(株)から美浜発電所の近況について説明を求めました。

原子力安全・保安院から説明を受けた委員からは、

問1 発電所内の要員を増やしても、非常用電源等を配備している高台まで直ぐに行けるのか。夜間等の事故に備え、最低限の要員を高台近くに待機させることも必要ではないか。

問2 ストレステストでは、津波の破壊力も考慮しているのか。

問3 福島ではオフサイトセンターが機能しなかったが、緊急時の指示命令の機能確保はどうなっているのか。

等の意見が出されました。

これらの意見を受け、原子力安全・保安院は、

答1 最寄りの寮から必要な要員が徒歩で参集することも確認しているが、気象条件が厳しいことも考えら

れるので、今後も強化を図るために工夫する点がないかを考えていかなければならない。夜間については、大型のライトを用意する等、現場も日々工夫改善している。

答2 評価では、津波の波力や圧力も計算し、より安全側に評価している。

答3 オフサイトセンターは、現在、原子力安全委員会で防災体制の見直しを行っている。若狭地域のオフサイトセンターは震度7でも耐えられることを確認しているが、福島の反省を踏まえ全国一律に機能強化は必要と考える。詳細が決まれば説明させていただきます。



↑福島事故を踏まえ取りまとめた30項目の安全対策を説明する森下地域原子力安全統括管理官

その後、関西電力(株)からの説明に対し、委員からは、

問1 原子炉格納容器の圧力が上がった場合に備え設置するフィルタ付ベント設備の時期が数年後となっている理由は何か。

問2 福島事故では、一般住民は発電所の状況や情報をテレビ放送でしか知ることができなかったようであるが、美浜では通報等の対応は大丈夫か。

等の意見が出されました。これらの意見を受け、関西電力(株)は、

答1 多様な設計があることから、現在検討している状況である。原子炉格納容器貫通部は既存のものを使うこととしているが、配管設置等にも時間を要するため、設置完了は数年後としている。

答2 万が一、心配されるようなことが起きたならば、住民の方にも直ぐにお知らせするよう、しっかりと対応する。

と説明しました。

本委員会では、今後も国の動向を注視するとともに、福島第一発電所事故で得られた知見が美浜発電所において適切に反映されるかを確認していきます。

美浜1号機

第25回定期検査中

(平成22年11月24日)

美浜2号機

第27回定期検査中

(平成23年12月18日)

美浜3号機

第25回定期検査中

(平成23年5月14日)

平成23年度福井県原子力防災総合訓練を実施

3 月18日に、敦賀市を中心とした平成23年度福井県原子力防災総合訓練が実施されました。

今回の訓練は、緊急時における通信連絡体制の確立をはじめ、緊急時医療活動等の災害対策の習熟や、防災関係機関相互の協力体制の強化、また住民の原子力防災に対する理解促進を図ることを目的に実施され、当日は、国や県、敦賀市等の120機関と敦賀市の住民、計約1,500人が参加しました。

訓練の想定は、18日早朝に若狭湾沖で発生した地震により、日本原子力発電(株)敦賀2号機において、全電源喪失から炉心損傷の恐れがあると設定し、福島事故の教訓を踏まえ、国で協議が進められている発電所から半径5km圏内(予防的措置範囲(PAZ))の住民を自家用車等で敦賀市外へ避難することとしたほか、地



↑町災害対策本部(町役場)で町内の状況を各班から聴取する山口町長

域住民や一時滞在者に対し、屋外スピーカーやラジオ等を使った情報伝達訓練、また、通信網の断絶による衛星電話を使用した通信訓練等を実施しました。

美浜町では、住民避難は実施しませんでした。町役場に災害対策本部を設置するとともに、国をはじめ、県や各防災機関が一堂に集し、屋内退避区域や避難区域等の検討を行う敦賀原子力防災センターに現地災害対策本部を設置しました。

訓練中は、町役場に設置した災害対策本部と、現地災害対策本部間で事故状況や避難情報等の情報を共有し、行政チャンネルや音声告知放送等により住民広報を実施しました。町では、今回の訓練で得た課題・

問題点を取りまとめ、今後も県等の関係機関と連携し、より実効性のあつた訓練を実施していきます。



↑町現地災害対策本部(敦賀原子力センター)で事故状況の収集する職員

原子力災害被災自治体調査を踏まえ課題及び問題を国に要請

4 月9日に、全国原子力発電所所在市町村協議会(会長・河瀬

敦賀市長)で、経済産業省をはじめ内閣府等の関係機関に要請活動を行いました。

この要請は、福島第一原子力発電所事故による国の初動対応が適切でなく、従来の防災対策が全く機能しなかった実状から、当協議会内に立地自治体職員で構成する「原子力災害検討ワーキンググループ」を設置し、被災自治体との意見交換等を通じて、原子力災害対応における課題・問題を取りまとめ要請したものです。

当日は、山口町長も当協議会の副会長として同行し、今後の原子力政策の明確化や、防災道路の重要性等を強く求めました。



↑枝野経済産業大臣に今後の原子力政策について伺う山口町長

【要請項目】

- 被災地の復旧・復興
- 安全規制体制の充実・強化
- 防災体制の強化
- 情報連絡体制の強化
- 災害対応の強化
- ヨウ素剤の配布・服用
- 住民対応の強化
- 健康管理体制の強化
- 原子力政策
- 電源三法交付金の充実

町では、今後も当協議会と一体となり、安全確保の責任を持つ国が、国民全体の安全確保と安心を得るため、これまで以上の安全対策等を講じるよう強く求めています。

※要請項目の詳細は、全国原子力発電所所在市町村協議会のホームページをご覧ください。

(<http://www.zengenkyo.org/katudou/youbou.html>)



↑細野環境大臣に防災対策の強化を求める山口町長

食用廃油の回収に

ご協力ください

食

用廃油（使用済のてんぷら油等）をごみに出す場合、凝固剤で固めて可燃ごみに出すのが一般的ですが、一般のごみよりも激しく燃焼することがあるため、処理施設に負担をかけてしまいます。それを防ぎ、ごみの資源化及び減量化を図るために、町では平成19年から食用廃油の回収を行っています。

回収された食用廃油は、専門業者に引き取られ家畜用の飼料用添加物等に活用されます。平成19年から始めたこの取り組みは、年々回収量を増やしており、平成23年度は約1,500リットルの回収を見込んでいます。

今月号では、食用廃油の回収方法について紹介します。ごみの資源化、減量化のより一層の推進のため、町民の皆さんのご協力をお願いします。



回収場所

- ・町役場
- ・町立図書館
- ・佐田出張所
- ・体育センター（久々子）
- ・美浜町漁業協同組合丹生支所
- ・美浜町漁業協同組合菅浜支所
- ・新庄区事務所
- ・福井県漁連早瀬支所
- ・美浜町漁業協同組合本所（日向）

回収できる油の種類

家庭で廃棄される液状の植物性食用油（てんぷら油、コーン油、ごま油、オリーブ油等）

※賞味・消費期限切れ、未使用の油も回収します。

※食用油以外の油はリサイクルできませんので、混入しないようにしてください。

回収時間・回収方法

◆回収時間

平日の午前8時30分～午後5時

◆回収方法

使用済みの油は「てんかす」等を取り除き、ペットボトルに入れて、各回収場所の回収ボックスへ出してください。

※ペットボトルには、必ずしっかりと蓋をし、油が漏れないように注意してください。



各回収所には、この回収ボックスを設置しています。設置場所は、それぞれの事務所にお問い合わせください。

※お問い合わせ先

町住民環境課(担当・田村)

☎ 32-6703



三方五湖一斉清掃にご協力いただき、ありがとうございました

3月11日に三方五湖保全対策協議会の主催で実施した三方五湖一斉清掃には、約400人の方にご参加をいただきました。参加してくださった皆さんにお礼申し上げます。

皆さんのご協力のおかげで、燃えるごみ570kg、燃えないごみ640kgを収集することができました。

三方五湖保全対策協議会では、今後も、三方五湖の環境と景観の保全を目的とした清掃活動を行っていく予定です。今後とも皆さんのご協力をお願いします。



↑日向湖畔での清掃活動